## 新型コロナウイルス感染症で宿泊療養されている方へ

## 投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をするためには、投票用紙及び投票用封筒を請求していただく必要がありますので、次の手順で手続きをしてください。

ご不明な点がありましたら、八峰町選挙管理委員会 (電話 0185-76-4800) にお問い合わせください。

①一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、できる限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。

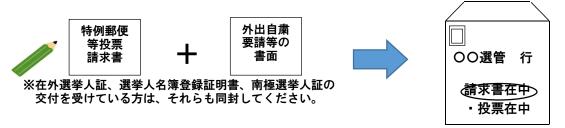








- ②「特例郵便等投票請求書」に必要事項を記入してください。
- ③「特例郵便等投票請求書」と「外出自粛要請等の書面」を料金受取人払の宛名表示がされた封筒 に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に〇を付けてください。



- ④請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。
  - ※日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。



- ⑤宿泊療養施設の職員に投かんを依頼してください。※施設職員へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。
  - ※法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条)。